

○法務省告示第四百八十三号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第十一条第一項の規定に基づき、構造改革特別区域法第十一条第一項の法務大臣が定める要件を次のように定める。

平成十七年九月二十日

法務大臣 南野 知恵子

構造改革特別区域法第十一条第一項の法務大臣が定める要件

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第十一条第一項の法務大臣が定める要件は、次のとおりとする。

- 一 都道府県警察、消防機関、保健所等の関係機関、及び自治会、業界団体等の関係団体からの理解と協力が得られ、緊密な連携が確保されていること。
- 二 犯罪傾向の進んでいる受刑者を収容する施設でないこと。

附 則

この告示は、平成十七年十月一日から施行する。

※平成二十一年法務省告示第百九十一号による廃止前のもの。